

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年5月20日(2010.5.20)

【公表番号】特表2009-532359(P2009-532359A)

【公表日】平成21年9月10日(2009.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2009-036

【出願番号】特願2009-503046(P2009-503046)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/7076 (2006.01)

A 6 1 K 47/10 (2006.01)

A 6 1 K 47/38 (2006.01)

A 6 1 K 47/02 (2006.01)

A 6 1 P 17/02 (2006.01)

A 6 1 L 15/44 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/7076

A 6 1 K 47/10

A 6 1 K 47/38

A 6 1 K 47/02

A 6 1 P 17/02

A 6 1 L 15/03

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月30日(2010.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 2 - アルコキシアデノシン又は2 - アラルコキシアデノシンの有効量；

b) 約10～約70質量%のグリコール；及び

c) 増粘剤

を含有してなる、医薬組成物。

【請求項2】

医薬組成物が、創傷の治癒を促進するためのものである請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

医薬組成物は、局所的に投与されるものである請求項1又は2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

創傷が、慢性の創傷である、請求項2又は3に記載の医薬組成物。

【請求項5】

慢性の創傷が、糖尿病性足部潰瘍である、請求項4に記載の医薬組成物。

【請求項6】

患者の創傷に投与したときに2 - アルコキシアデノシン又は2 - アラルコキシアデノシンが全身的に吸収されない、請求項3～5のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項7】

患者の創傷に投与したときに2 - アルコキシアデノシン又は2 - アラルコキシアデノシンが最小限で全身的に吸収される、請求項3～5のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 8】

患者の創傷に投与したときに全身的に吸収されていないことを、患者の血漿レベル中の2 - アルコキシアデノシン又は2 - アラルコキシアデノシンのレベルを測定して行う、請求項6又は7に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

2 - アルコキシアデノシン又は2 - アラルコキシアデノシンが、2 - アラルコキシアデノシンである、請求項1 ~ 8のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 10】

2 - アルコキシアデノシン又は2 - アラルコキシアデノシンが、2 - [2 - (4 - クロロフェニル) エトキシ] アデノシンである、請求項1 ~ 9のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 11】

2 - [2 - (4 - クロロフェニル) エトキシ] アデノシンの量が、組成物の約0 . 0 0 0 1 ~ 約 0 . 1 0質量%である、請求項1 0に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

グリコールが、C₁ ~ C₉のジオール又はこのジオールのポリマーである請求項1 ~ 1 1のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 13】

グリコールが、プロピレングリコールである請求項1 ~ 1 2のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 14】

グリコールが、組成物の4 0 ~ 6 0 %(質量)である請求項1 ~ 1 3のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 15】

増粘剤が、セルロースである請求項1 ~ 1 4のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 16】

セルロースが、カルボキシメチルセルロースナトリウムである請求項1 5に記載の医薬組成物。

【請求項 17】

更に等張剤を含有してなる、請求項1 ~ 1 6のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 18】

等張剤が、塩を含有してなる請求項1 7に記載の医薬組成物。

【請求項 19】

塩が、塩化ナトリウムである請求項1 8に記載の医薬組成物。

【請求項 20】

更に水を含有してなる、請求項1 ~ 1 9のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 21】

水が、組成物の約3 0 % ~ 9 0 %(質量)である請求項2 0に記載の医薬組成物。

【請求項 22】

更に緩衝系を含有してなる、請求項1 ~ 2 1のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 23】

組成物のpHが、4 . 5 ~ 1 1 . 0である請求項1 ~ 2 2のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 24】

追加の保存剤が存在していない、請求項1 ~ 2 3のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 25】

0 . 0 0 0 5 質量%から0 . 0 5 質量%の2 - [2 - (4 - クロロフェニル) エトキシ] アデノシ、4 0 から 6 0 質量%のプロピレングリコール、カルボキシメチルセルロースナトリウム、酢酸ナトリウム(三水和物)、氷酢酸、塩化ナトリウム及び精製水を含有してなる、局所的に投与されるための医薬組成物。

【請求項 2 6】

医薬組成物が、最大12ヶ月から36ヶ月にわたって自己保存性である、請求項1～25のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 2 7】

医薬組成物が、最大12ヶ月から36ヶ月にわたって抗菌的に有効である、請求項1～26のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 2 8】

a) 活性薬剤を賦形剤と混ぜ合わせて溶液を製造する、そして

b) 工程a) の溶液を増粘剤と混合して、

局所医薬組成物を製造することを含んでなる、請求項1～27のいずれかに記載の医薬組成物を製造する方法。

【請求項 2 9】

工程b) の製造物に、さらに水、等張剤、及び／又は緩衝系を添加することを更に含んでなる、請求項28に記載の方法。

【請求項 3 0】

創傷の治癒を促進するのに有効な量で請求項1～27のいずれかに記載の医薬組成物を含有してなる、創傷治癒促進用キット。

【請求項 3 1】

包帯、創傷保護剤、発泡剤、スポンジ、パッド、ガーゼ、コラーゲン、フィルム包帯、ドレープ又はペーストを更に含んでいる、請求項30に記載のキット。

【請求項 3 2】

医薬組成物が、包帯、創傷保護剤、発泡剤、スポンジ、パッド、ガーゼ、コラーゲン、フィルム包帯、ドレープ又はペーストに含浸されている請求項30又は31に記載のキット。